

第3次箕輪町空き家等対策計画（案）に対するパブリックコメントの結果

- 1 募集期間 令和8年1月19日から令和8年2月20日  
 2 意見提出者 1名（4項目）  
 3 募集方法 郵送、ファクス、電子メールまたは箕輪町役場企画振興課まで持参

意見等の概要	回答
<p>1. 「官民連携ワンストップ窓口」の設置                      所有者が「相談・見積もり・清掃・改修・売却」の各工程で異なる窓口（役場、シルバー、業者、不動産屋）に連絡する負担を減らすため、民間コンシェルジュや専門家組織と連携した一元窓口を設置してください。</p> <p>2. 民間ビジネスを活用した「負担ゼロ」モデルの導入                      所有者が改修費を負担するのではなく、民間事業者が一定期間借り上げてリノベーションし、収益化することを条件に、所有者の初期投資（持ち出し）を実質ゼロにする「サブリース型」や「リノベ付き賃貸」のモデルを町として推奨・支援してください。</p> <p>3. シルバー人材センター等の作業メニュー拡充と補助                      現在の草刈りや清掃だけでなく、空き家の「通風・通水・郵便物確認」といったきめ細かな管理代行メニューの拡充を支援してください。また、所有者が管理を依頼しやすいよう、これら代行サービスへの利用補助（管理クーポン等）を検討してください。</p> <p>4. 「活用困難物件」に対する柔軟な公的支援の拡充                      市場価値が低く民間が動きにくい物件に対し、現在の解体補助金（最大20～30万円）では不足しています。跡地の公的活用を条件とした補助率の引き上げや、解体後の税制優遇措置など、所有者が「手放す決断」をしやすい経済的インセンティブを強化してください。</p>	<p>空き家等の適正管理や利活用を進めるにあたり、所有者の方の高齢化や遠方居住等により負担が生じている状況につきましては、町としましても共有しております。</p> <p>ご提案のありました一元的な相談体制の整備、民間事業者の仕組みを活用したモデルの導入、管理代行業務の充実や支援のあり方等につきましては、現在の制度や体制の中で実現可能な課題を整理するとともに、関係機関等と連携しながら検討してまいります。</p> <p>活用が困難な物件に対する支援の拡充につきましては、解体補助制度や補助金額等の見直しをはかり、支援制度の充実に向けて進めてまいります。</p>